

添付 B

車両・運転免許の種類 (カテゴリー)	説明事項
AM	原付：二輪車か三輪車、最大速度 25km/h 以上 45km/h 以下、排気量 50cm ³ 以下（電気モーターの場合 4kW 以下）、車両の重さ 350kg 以下（電気モーターの場合電池の重さを含まない）。別の法令で定義されている「軽い四輪車」もここに当てはまる。
A1	1. 二輪車、排気量 125cm ³ 以下、最大出力 11kW 以下、出力/重さの率は 0.1kW/kg 以下 2. 三輪車、出力 15kW 以下
A2	二輪車、最大出力 35kW 以下、出力/重さの率は 0.2kW/kg 以下。変更（出力制限）された二輪車の場合は、元々の出力が制限後の出力より 2 倍以下でないといけない。
A	二輪車（サイドカーがあるものを含む）と三輪車、エンジンの出力が 15kW 以上。
B1	四輪車、重さ 400kg 以下（貨物運搬のためのもの場合は 550kg 以下）。電気車両の場合はその重さは電池の重さを含まない。エンジンの出力は 15kW 以下。
B	1. 3500kg 以下の車両で、運転席以外の席数は 8 以下 2. B 車両の牽引車 + 750kg 以下のトレーラという組み合わせ 3. B 車両の牽引車 + 750kg 以上のトレーラ、総量 4250kg 以下という組み合わせ
BE	B 車両の牽引車 + 3500kg 以下のトレーラ、総量 4250kg 以上という組み合わせ
C1	D 車両と D1 車両ではない、最大の重さは 3500kg 以上 7500kg 以下、運転手以外最大 8 人の乗客が乗れる車両。750kg 以下のトレーラをつけてもいい。
C1E	1. C1 車両牽引車 + 750kg 以上のトレーラ、総量 12000kg 以下という組み合わせ 2. B 車両の牽引車 + 3500kg 以上のトレーラ、総量 12000kg 以下という組み合わせ
C	1. D 車両と D1 車両ではない、最大の重さは 3500kg 以上で、運転手以外最大 8 人までの乗客が乗れる車両 2. C 車両 + 750kg 以下のトレーラ
CE	C 車両の牽引車 + 7500kg 以上のトレーラの組み合わせ
D1	1. 運転席以外最大 16 人の乗客が乗れる、長さ 8m 以下の車両 2. D1 車両の牽引車 + 750kg 以下のトレーラという組み合わせ
D1E	D1 車両牽引車 + 750kg 以下のトレーラという組み合わせ（トレーラは乗用目的ではないもの）
D	乗用目的の車両で、運転首席以外 8 席以上。750kg 以下のトレーラをつけてもいい。
DE	D 車両の牽引車 + 750kg 以上のトレーラという組み合わせ。

	(トレーラは乗用目的ではないもの)
Tr	トラクター、エンジン付きの農業・森林・建設の機械
Tb	トロリーバス
Tv	トラム